

2015年2月19日

国立大学法人東北大学

総長 里見 進 殿

東北大学職員組合

執行委員長 市川 隆

東北大学のコンプライアンスに関する要望

東北大学は、規第154号「国立大学法人東北大学におけるコンプライアンスの推進に関する規程」を定め、コンプライアンスの遵守に努めています。同規程第2条によると、コンプライアンスとは「法令その他学内規則を遵守すること」とあります。しかしながら、2015年2月17日付けの朝日新聞の報道によると、東北大学における著しい遵守軽視の事例が明らかになりました。職員組合では独自調査を行い、2014年11月6日に東北大学から当組合に開示された法人文書において、本事例に対しコンプライアンスが軽視されていることを確認しました。また同報道によると、東北大学はずさんな手続きにも関わらず、移換手続きが問題なく行われたとの認識を示しましたが、その理由については「説明する必要がない」と返答したとあります。東北大学のアカウンタビリティ（説明責任）の忌避も重大です。

組合が開示を受けた2009年度以降の委任経理金の東北大学から国立大学法人等以外への移換手続きにおいては、報道された事例以外にも、日付のない書類、申出書のない手続き、寄附者の移換同意書が確認できない事例などが少なからず散見されます。これら事例は極めてずさんとも言える手続きに基づき移換がなされていることを示し、適正な移換申請および公正な処理がされているか疑義を生じさせるものです。

学内規則に則らないこれらの処理は寄附者の信頼を損なうとともに、東北大学への社会的信用を失墜させます。国立大学法人を日頃「公的セクター」と標榜する東北大学に対し、コンプライアンスとアカウンタビリティを強く要望する次第です。またなぜこのようなずさんな手続きで移換が行われたのか、事務体制の現状を説明頂き、再発防止策の提示を求めます。